

## 4 水先料

東京湾水先区水先人会 TEL 045-650-3190

- ・ 料金は各水先人の届出である。
- ・ 平成 20 年 2 月 15 日付国土交通大臣の公示により、下記内容の範囲内で料金の届出を行う水先人は、原価計算書等の添付が省略できる。

- 1 水先料の額は、別表の水先料の額の 100 分の 110 に相当する額とする。
- 2 次の表の左欄に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額の 100 分の 110 に相当する額とする。

左 欄		右 欄	
1 試運転、コンパス矯正、方向探知器誤差測定その他これに類する目的のため水先をする場合	港内において水先をする場合	水先をする時間が 2 時間以内であるとき	別表に定める転びょうに係る水先料の額
		水先をする時間が 2 時間を超えるとき	別表に定める転びょうに係る水先料の額に、2 時間を超える 1 時間ごとに（1 時間に満たないものは 1 時間とする。以下同じ。）その額の 100 分の 50 に相当する額を加えた額
	港内と港外との間又は港外において水先をする場合	水先をする時間が 2 時間以内であるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額
		水先をする時間が 2 時間を超えるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額に、2 時間を超える 1 時間ごとに同表に定める転びょうに係る水先料の額の 100 分の 50 に相当する額を加えた額
2 入出港する船舶について、水先人が通常乗下船する場所から著しく離れた地点から、又はその地点まで水先をする場合		別表に定める入出港に係る水先料の額に、その 100 分の 50 に相当する額の範囲内で、その距離に応じて水先人と船舶所有者又は船長とが協定して定めた額を加えた額	
3 水先人の事務所が置かれている港から著しく離れた場所において水先をする場合		別表に定める水先料の額に、水先人の旅費、宿泊料及び乗下船に要する費用に相当する額を加えた額	

- 3 次の各号に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前 2 項の規定にかかわらず、別表の水先料の額（前項の表の左欄に掲げる水先をする場合には同表の右欄に掲げる額）とする。

- ① 専ら国内及び国内以外の地域にわたって又は国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶の水先であって、海上運送法第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業又は同条第 7 項に規定する船舶貸渡業を営む者に対してするもの
- ② 前号に掲げるもののほか、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者に対してする水先

- 4 他の水先人と共同で水先をする場合（操舵室が船側にある船舶の水先をする場合及びいずれかの水先人が研修中の水先人として水先をする場合を除く。）における水先料の額は、前 3 項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額（第 2 項の表 3 の割増額を除く。）からその 100 分の 25 に相当する額を減じた額とする。

- 5 水先法第 35 条の規定により水先人を乗り込ませなければならない船舶（海上運送法第 19 条の 4 第 1 項の対外旅客定期航路事業に使用する船舶に限る。）であって、同一の水先区における 1 日の航海の回数が 1 年間（整備、検査等の事由により、当該船舶が一時的に航海に従事しない日を除く。）を通じて平均 1 回以上であるものの水先をする場合における水先料の額は、第 1 項から第 4 項までの規定に

かかわらず、これらの規定による水先料の額（第 2 項の表 4 の割増額を除く。）からその 100 分の 30 に相当する額を減じた額とする。

- 6 水先人が約定した場所におもむいてから水先をする船舶を下船するまでの間において当該船舶の船長の責めに帰すべき事由により 30 分を超えて待機した場合における水先料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額に、その超えた時間の 30 分ごとに 5,400 円の 100 分の 110 に相当する額（第 3 項各号に掲げる水先をする場合にあっては、その超えた時間の 30 分ごとに 5,400 円）を加えた額とする。

別表

水先をする船舶の運航区分	水先料の額				日没から日出までの間において水先をする場合	
	日出から日没までの間において水先をする場合					
	えい航される船舶以外の船舶の場合			多層甲板船の場合		えい航される船舶の場合
	船舶のトンの測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号）第 5 条第 3 項に規定する 2 層以上の甲板を備える船舶であって国土交通省令で定めるもの（以下「多層甲板船」という。）以外の船舶の場合					
総トン数が 1,000 トン以下であり、かつ、喫水が 3 メートル以下である場合	基本額	加算額	総トン数が 1,000 トンを超え、又は喫水が 3 メートルを超える場合			
東京湾入口と京浜港東京区の境界付近との間の航行	総トン数 1 万トン以上の船舶 … 84,953 円 総トン数 1 万トン未満の船舶 … 47,464 円	1,836 円	総トン数 1,000 トン(1,000 トンに満たないものは 1,000 トンとする。)を増すごとに加算額を、喫水 30 センチメートル(30 センチメートルに満たないものは 30 センチメートルとする。)を増すごとに加算額をそれぞれ基本額に加えた額	基本額又は総トン数が 1,000 トンを超え、又は喫水が 3 メートルを超える場合の欄に掲げる額(以下「基本料の額」という。)の 100 分の 100 に相当する額の範囲内で加算額に加算割増率を乗じて得た額を基本額又は基本料の額に加えた額	えい航される船舶以外の船舶の場合の欄に掲げる額の 180 分の 180 に相当する額	日没から日出までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の 100 分の 150 に相当する額
京浜港東京区の境界付近と千葉港の境界付近との間の航行	総トン数 1 万トン以上の船舶 … 48,655 円 総トン数 1 万トン未満の船舶 … 11,166 円	476 円				
京浜港東京区の境界付近と木更津港の境界付近との間の航行	総トン数 1 万トン以上の船舶 … 56,878 円 総トン数 1 万トン未満の船舶 … 19,390 円	782 円				
京浜港川崎区又は同港横浜区の境界付近と同港東京区の境界付近との間の航行	総トン数 1 万トン以上の船舶 … 59,620 円 総トン数 1 万トン未満の船舶 … 22,131 円	884 円				
横須賀港の境界付近と京浜港東京区の境界付近との間の航行	総トン数 1 万トン以上の船舶 … 72,286 円 総トン数 1 万トン未満の船舶 … 34,798 円	1,360 円				
京浜港東京区への入港又は同港東京区からの出港	総トン数 1 万トン以上の船舶 … 41,781 円 総トン数 1 万トン未満の船舶 … 32,327 円	1,230 円				
京浜港東京区内における転びよう	総トン数 1 万トン以上の船舶 … 38,076 円 総トン数 1 万トン未満の船舶 … 28,622 円	1,090 円				

備考

- 1 この表における水先料の額の欄中「日出から日没までの間において水先をする場合」及び「日没から日出までの間において水先をする場合」の適用については、当該規定中「水先をする」を船舶に乗り込んだ後、当該船舶を導くために必要な準備行為を開始した時点(以下「水先を始めた時」という。)から当該船舶を導く行為を終了する時点(以下「水先を終わる時」という。)までの間の行為に限ることとして、これを行うものとする。

- 2 この表における喫水は、水先を始めた時から水先を終わる時までの間における最大のものとし、排水量をもつて大きさを表す船舶については、その排水トン数の5分の3に相当するトン数を当該船舶の総トン数とみなす。
- 3 加算割増率は、次の算式により算出する。

$$K = \{(3.5 \div 1,000) \times L^3 - T \times 1.2\} \div 1,000$$

**K**は、加算割増率であつて負の値の場合は0とする。

**L**は、船舶の長さ(メートル)の値

**T**は、総トン数(1,000 トン以下の場合は1,000 トン)の値